

廃棄物の法分類 - 普通廃棄物 -

主な分類		概要
一般廃棄物		産業廃棄物以外の廃棄物
産業 廃棄物	燃え殻	
	汚泥	
	廃油	
	廃酸	
	廃アルカリ	
	廃プラスチック類	
	紙くず	ただし、以下の業種等の指定がある <ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ・パルプ、紙又は紙加工品の製造業 ・新聞業(新聞巻取紙を使用して印刷発行を行うものに限る。) ・出版業(印刷出版を行うものに限る。) ・製本業 ・印刷物加工業
	木くず	ただし、以下の業種等の指定がある <ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ・木材又は木製品の製造業(家具の製造業を含む。) ・パルプ製造業 ・輸入木材の卸売業及び物品賃貸業 ・貨物の流通のために使用したパレット(パレットへの貨物の積付けのために使用したこん包用の木材を含む。)
	繊維くず	ただし、以下の業種等の指定がある <ul style="list-style-type: none"> ・建設業に係るもの(工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものに限る。) ・繊維工業(衣服その他の繊維製品製造業を除く。)
	動植物性残さ	食料品製造業、医薬品製造業又は香料製造業において原料として使用した動物又は植物に係る固形状の不要物
	動物系固形不要物	以下の動物系の固形状の不要物を指す <ul style="list-style-type: none"> ・と畜場法に規定すると畜場でとさつ又は解体した獣畜に係る固形状の不要物 ・食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥処理場で食鳥処理をした食鳥に係る固形状の不要物
	ゴムくず	
	金属くず	
	ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	コンクリートくずは、工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたものを除く
	鋳さい	
	がれき類	工作物の新築、改築又は除去に伴って生じたコンクリートの破片その他これに類する不要物
	動物のふん尿	畜産農業に係るものに限る
	動物の死体	畜産農業に係るものに限る
	ばいじん	ただし、次の施設で発生し、集じん施設によつて集められたものに限る <ul style="list-style-type: none"> ・大気汚染防止法に規定する特定施設 ・廃棄物の焼却施設
	廃棄物を処分するために処分したもの(13号廃棄物)	上記の産業廃棄物、輸入廃棄物、携帯廃棄物を処分するために処理したものであつて、これらの廃棄物に該当しないもの